

しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金交付要綱

(趣旨及び目的)

第1条 県は、2050年カーボンニュートラルの実現及び2030年度の温室効果ガス排出削減目標の達成に向け、家庭における脱炭素化と循環型林業の推進による吸収源対策を同時に図るため、島根県内（以下「県内」という。）において県産木材を活用した省エネ住宅を建設するとともに太陽光発電設備等をパッケージで導入する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）交付要綱（令和4年3月30日付け環政計発第2203301号）、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（令和4年3月30日付け環政計発第2203303号）及び補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律81号。以下「品確法」という。）第2条第1項の住宅をいう。
- (2) 新築住宅 品確法第2条第2項の新築住宅をいう。
- (3) 省エネ住宅 外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅で、別表1に定めるものとする。
- (4) 県産木材 「しまねの木認証要領」（一般社団法人島根県木材協会 制定）に基づき「しまねの木認証センター」が認証した「しまねの木」とする。
- (5) 工務店 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく建築工事業若しくは大工工事業の許可を受けている者、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項の規定に基づく宅地建物取引業の免許を受けている者とする。
- (6) 中小工務店 県内に主たる営業所を有する工務店であって、直近3年間において元請として工事を請け負った新築住宅の戸数の平均が54戸以下であるものとする。
- (7) BELS 建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針（平成28年国土交通省告示第489号）に基づく第三者認証の一つである建築物省エネルギー性能表示制度をいう。
- (8) 地域区分 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(1)に定める「地域の区分」をいう。
- (9) 環境価値 省エネルギーや再生可能エネルギーが持つ温室効果ガスの排出削減により生じる付加価値をいう。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表2に定める者であって、次の各号に掲げる全ての要件に適合するものをいう。

(1) 県税に未納がないこと。

(2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団員等」という。）でないこと（法人その他の団体にあつては、暴力団員等が当該団体の運営に関与していないこと）。

（補助対象事業）

第4条 この補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものであること。

(1) 県内に新築される戸建の専用住宅で、別表2の(1)に該当する者が常時居住する省エネ住宅であること。

(2) 県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する中小工務店が施工する住宅であること。

(3) 主要構造部（柱、土台）における県産木材の使用割合が35%以上であること。なお、内装材等にも県産木材を使用している場合は、その使用量を加算した上で、使用割合を算出してもよい。

(4) BELSにおいて『ZEH』であることを示す証書を取得すること。

2 この補助金の交付の対象となる設備（以下「補助対象設備」という。）は、前項の補助対象住宅に併せて導入する設備であつて、別表3に定めるものであること。

3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表4に示すA～Fの申請区分から1区分を選択して導入する事業とする。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表5の補助対象区分ごとに補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

2 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に定める消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除外する。

3 第1項の規定により、補助対象区分ごとに算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に、別表6に掲げる書類を添付し、知事に提出するものとする。

（交付決定）

第7条 知事は、前条の交付申請書の提出があつたときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付

すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定（以下「交付決定」という。）し、様式第2号により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 この補助金は、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 補助対象住宅及び補助対象設備について、本補助金の他に、法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものではないこと。
- (2) 補助事業の内容又は交付決定額を変更する場合には、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- (5) 補助事業は、交付決定日以降に工事着手し、原則として、補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに完了するものであること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産」という。）を、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間（以下「法定耐用年数」という。）を経過するまでの間、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊し（廃棄を含む。）（以下「処分」という。）しないこと。
- (7) 法定耐用年数を経過するまでの間、この補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。

（変更の承認申請）

第9条 補助事業者は、第8条第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（様式第3号）に、事業変更計画書を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、補助事業の目的を変更しない程度の軽微なもので、かつ、交付決定を受けた補助金の額に変更を生じない場合は除く。

- 2 前項の計画変更をする場合は、補助金の交付決定額を増額することはできない。
- 3 第7条の規定は、第1項の承認をした場合について準用する。

（中止又は廃止の承認申請）

第10条 補助事業者は、第8条第3号の規定により知事の承認を受けようとする場合には、中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

（事業が予定期間内に完了しない場合等の報告）

第11条 補助事業者は、第8条第4号の規定により知事に報告する場合は、速やかにその理由及び遂行状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

（申請の取下げ）

第12条 補助事業者は、第7条による交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、

補助金の交付申請を取り下げることができる。

- 2 前項の取り下げを行うときは、第7条による通知書を受領した日から起算して7日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業遂行状況の報告)

第13条 知事は、補助事業の遂行状況を確認する必要があると認めたときは、補助事業者に報告を求めることができる。

(実績報告等)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の3月5日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に、別表7に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知(様式第6号)するものとする。

(補助金の請求)

第16条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、請求書(様式第7号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第17条 知事は、前条の補助金請求書等を受領した後に、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により、交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までに補助事業の完了が見込めないとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に基づく知事の指示等に違反したとき。

(補助金の返還)

第19条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金が支払われているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により返還を求められた者は、直ちに当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(取得財産の管理)

第20条 補助事業者は、取得財産について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、天災地変その他補助事業者の責に帰することのできない理由により、取得財産が破損し、又は滅失したときは、破損届（様式第8号）により知事に届け出なければならない。

(財産の処分の制限)

第21条 規則第13条第2項の規定により知事が定める期間は、法定耐用年数とする。

- 2 補助事業者は、法定耐用年数を経過する以前に取得財産を処分しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産1件あたりの取得価格が50万円未満のものについてはこの限りでない。
- 3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の保存)

第22条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金の交付のあった日又は中止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(利用状況の報告)

第23条 補助事業者は、補助事業の完了した年度の翌年度の4月1日から3月31日までの期間における太陽光発電設備により発電した電力量の利用状況を、翌々年度の5月31日までに、利用状況報告書（様式第10号）により、知事に報告しなければならない。ただし、別表4に示すE又はFの申請区分で交付決定を受けた補助事業者についてはこの限りでない。

- 2 知事は、前項の利用状況報告書の内容を確認し、必要があると認める場合は、補助事業者に対し、太陽光発電設備により発電する電力量の利用について改善を指示することができる。

(実態調査等への協力)

第24条 知事は、この要綱の目的を達するため、補助事業者に対し、設備導入効果等の実態調査等への協力を要請することができる。

- 2 補助事業者は、前項の調査等について、知事から協力を要請されたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(その他)

第25条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

【別表1】省エネ住宅の区分と要件（第2条、第4条関係）

区分	要件
ZEH	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～④のすべてに適合した住宅であること。 ①平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（UA値[W/m²K]）を地域区分4～6地域で0.6以下とすること。 ②設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。 ③太陽光発電設備を導入すること。 ④設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。
ZEH+	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の①～④のすべてに適合し、かつ、⑤⑥のうち1つ以上を選択し導入した住宅であること。 ①平成28年省エネルギー基準を満たした上で、外皮平均熱貫流率（UA値[W/m²K]）を地域区分4地域で0.4以下、5・6地域で0.5以下とすること。 ②設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。 ③太陽光発電設備を導入すること。 ④設計一次エネルギー消費量は、再生可能エネルギー等を加えて、基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。 ⑤太陽光発電設備により発電した電力を電気自動車（プラグインハイブリッド車を含む。以下「EV」という。）に充電を可能とする設備又はEVと住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置し、敷地内の駐車スペースにおいて使用を可能とした上で、以下の要件を満たすこと。<u>なお、EVの所有は要件に含まない。</u> <ul style="list-style-type: none"> ア EV充電用コンセント又はケーブル付き普通充電設備を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> a. 分電盤に専用の分岐回路（専用回路）を設置すること。 b. 設置する専用回路は単相200V 20A以上とすること。 イ V2H充電設備（充放電設備）を設置する場合 <ul style="list-style-type: none"> a. EVから住宅へ放電する電力量もHEMSで計測すること。 b. V2H充電設備（充放電設備）開閉器を設置すること。 ⑥HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。環境省の「令和6年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業及び集合住宅の省CO₂化促進事業）」の公募要領＜個人申請編＞の「ZEH+の選択要件」において「高度エネルギーマネジメント」を選択する補助対象に設置するHEMSの要件を満たすこと。

【別表2】補助対象者（第3条関係）

要件
<p>・以下の(1)に該当する者であること。なお、(1)に該当する者が、補助対象設備をPPA又はリース契約により導入する場合は、補助対象設備に限り、(2)又は(3)に該当する者を補助対象者とする。</p> <p>(1) 新築戸建住宅の建築主であって、建築後に当該戸建住宅に常時居住する個人</p> <p>(2) PPAにより(1)に補助対象設備を提供するPPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者であって、県内に主たる営業所を有するもの。以下同じ。）</p> <p>(3) リース契約により(1)に補助対象設備を提供するリース事業者（県内に主たる営業所を有するもの。以下同じ。）</p>

【別表3】補助対象設備（第4条関係）

補助対象設備	要件
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・商用化され、導入実績がある設備であり、かつ、中古のものでないこと。 ・PPAやリース契約によらない場合は、島根県内に本店、支店又は営業所等を有する事業者から購入するものであること。
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> ・新規に導入して新たに発電を開始するものであること。 ・次の数値のいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値をいう。） イ パワーコンディショナーの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナーの定格出力の合計値をいう。） ・発電した電力量の30%以上を、補助事業に係る住宅内で消費すること。 ・当該設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家（電力の消費者をいう。以下同じ。）に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができること。 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という）に基づくFIT制度またはFIP制度の認定を取得しないこと。 ・電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。 ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、もっぱらFIT制度の認定を受けた者に対するものを除く。）。 ・地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。 ・関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。 ・防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよう努めること。 ・一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこと。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進室）を参照のこと。 ・電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。 ・設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。 ・接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。 ・補助対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。 ・PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ・本補助事業によって設置する太陽光発電設備の付帯設備であること。 ・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 ・停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 ・家庭用蓄電池（4,800Ah・セル相当のkWh未満）であって、別に定める蓄電池の仕様を満たすこと。 ・価格が125,000円/kWh（設置に係る工事費を含み、消費税及び地方消費税を除く。）以下となるよう努めること。 ・PPAの場合、PPA事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がサービス料金から控除されるものであること。サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本補助事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 ・リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付された上で、補助金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【別表4】補助事業となる、補助対象住宅及び補助対象設備の組合せ（第4条関係）

A～Fの申請区分のうち、いずれか1区分を選択して申請するものとする。

申請区分		A	B	C	D	E ^{※2}	F ^{※2}
補助対象住宅	ZEH	○	○	—	—	○	—
	ZEH+	—	—	○	○	—	○
補助対象設備 ^{※1}	太陽光発電設備 (PPA やリースも可)	○	○	○	○	—	—
	蓄電池 (PPA やリースも可)	—	○	—	○	—	—

※1) 補助対象設備をPPA 又はリースにより導入する場合は、補助対象住宅の建築主とPPA 事業者又はリース事業者による共同申請となる。

※2) E又はFの申請区分の場合でも、太陽光発電設備の導入は必須。

【別表5】補助対象経費及び補助金の額（第5条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
補助対象住宅		
ZEH	断熱等（断熱材、玄関ドア、窓及びガラス）、空調設備、給湯設備及び換気設備の購入並びに工事に要する経費、BELS取得に要する経費	補助対象経費と55万円のいずれか低い額。
ZEH+	断熱等（断熱材、玄関ドア、窓及びガラス）、空調設備、給湯設備及び換気設備の購入並びに工事に要する経費、BELS取得に要する経費	補助対象経費と100万円のいずれか低い額。
補助対象設備		
太陽光発電設備	設備の購入及び工事に要する経費	補助対象経費と太陽電池出力 ^{※1} 1kW当たり7万円を乗じて得た額のいずれか低い額。ただし、最大9kWまでとする。
蓄電池	設備の購入及び工事に要する経費	蓄電池の価格 ^{※2} の1/3（ただし、下記の単価 ^{※3} を上限とする）に蓄電容量 ^{※4} （ただし、最大10kWhまでとする）を乗じて得た額。

※1) 太陽電池出力は、太陽電池モジュールの公称最大出力合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

※2) 蓄電池の価格（万円/kWh）は、補助対象経費（万円）を蓄電容量（kWh）で除した値とする。

※3) 単価の上限は、4.7万円/kWhとする。

※4) 蓄電容量は、kWh単位で小数点第2位以下を切り捨てた値とする。

【別表6】交付申請書に添付する書類（第6条関係）

No.	添付書類	
1	事業計画書	様式第1号 (別紙1-1～1-4)
2	県産木材使用割合計画書	様式第1号(別紙2)
3	新築住宅供給戸数に係る確認書	様式第1号(別紙3)
4	発電電力の消費量計画書 注) A～Dの申請区分の場合に限る	様式第1号(別紙4)
5	口座振替申出書	様式第1号(別紙5)
6	補助対象住宅及び補助対象設備に係る見積書(見積内訳書を含む)又は工事請負契約書(工事内訳書を含む)の写し 注1) 補助対象事業に係る工事費全体及び補助対象経費を確認できるもの 注2) 工事請負契約書は県が国から交付決定を受けた日より前に契約締結したものは本補助金の対象となりません	添付資料1
7	住宅の建築場所を記入した付近見取図	添付資料2
8	建築場所の写真(カラー) 注) 申請日前(概ね1週間以内)に撮影したもの(撮影日が分かるもの)であり、建築場所の全体が確認できるものであること	添付資料3
9	住宅の建築図面(平面図、立面図)	添付資料4
10	県産木材の供給から設計・施工までをグループ化して取り組む団体に属する工務店であることを確認できる書類(「しまねの木」活用工務店認定証の写し等)	添付資料5
11	ZEH又はZEH+の省エネルギー性能を確認できる書類(ZEH・ゼロエネ相当一次エネルギー消費量計算シート(一般社団法人住宅性能評価・表示協会)等)	添付資料6
12	EV充電用コンセント等の仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書等) 注) ZEH+の場合で別表1の要件⑤を選択した場合に限る	添付資料7
13	HEMSの仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書等) 注) ZEH+の場合で別表1の要件⑥を選択した場合に限る	添付資料8
14	太陽光発電設備の仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書の写し等) 注1) A～Dの申請区分の場合に限る 注2) 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値及びパワーコンディショナーの定格出力の合計値が確認できるもの	添付資料9
15	蓄電池の仕様が確認できる書類(カタログ、仕様書の写し等) 注1) B又はDの申請区分の場合に限る 注2) 蓄電容量及び初期実効容量が確認でき、別に定める蓄電池の仕様を満たすことが確認できるもの	添付資料10

16	<p>太陽光発電設備、蓄電池及びEV充電用コンセント等の機器配置図 注1) A～D、Fの申請区分の場合に限る（蓄電池及びEV充電用コンセント等は導入する場合に限る） 注2) 太陽光発電設備は、太陽電池モジュールの枚数も把握できること 注3) EV充電用コンセント等は、EVの保管（予定）場所との位置関係が把握できること</p>	添付資料 11
17	<p>【PPAの場合】 オンサイト PPA の契約書（案）及び料金計算書等 【リースの場合】 リースの契約書（案）及びリース料金計算書等 注1) A～Dの申請区分の場合で、PPA等により導入する場合に限る 注2) 料金の設定根拠（補助金相当分が控除されていることが分かるもの）、導入する太陽光発電設備や蓄電池が法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等が示されている資料</p>	添付資料 12
18	<p>住民票の写し 注) 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもので、マイナンバーの表示がないもの</p>	添付資料 13
19	<p>登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 注1) PPA事業者等に限る 注2) 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。</p>	添付資料 14
20	<p>納税証明書（県税に未納がないことを記載したもの） 注1) 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの。 注2) 共同申請の場合は、PPA事業者等の納税証明書も必要</p>	添付資料 15
21	<p>預金通帳の写し 注1) 口座振替申出書の記載内容が確認できる部分のみを添付すること。 注2) 共同申請の場合は、PPA事業者等の預金通帳の写しも必要</p>	添付資料 16
22	<p>その他知事が必要と認める書類</p>	

【別表 7】実績報告書に添付する書類（第 14 条関係）

No.	添付書類	
1	支出明細書	様式第 5 号 (別紙 1-1)
2	事業実績書	様式第 5 号 (別紙 1-2 ~ 1-5)
3	設置完了写真 (カラー) 注 1) 補助対象経費に係る部分について撮影すること。また、導入した設備に貼付された銘板は鮮明に撮影すること 注 2) A~D の申請区分の場合は、導入した太陽電池モジュールの出力対比表 (バーコードを貼付したもの) を設置枚数分撮影すること	様式第 5 号 (別紙 2)
4	県産木材使用割合実績書	様式第 5 号 (別紙 3)
5	住宅施工証明書	様式第 5 号 (別紙 4)
6	HEMS コントローラ接続・操作確認報告書 注) ZEH+ の場合で別表 1 の要件⑥を選択した場合に限る	様式第 5 号 (別紙 5)
7	補助事業に係る工事請負契約書 (工事内訳書を含む) の写し 注 1) 補助対象事業に係る工事費全体及び補助対象経費を確認できるもの 注 2) 申請時に添付したものから変更がなければ不要	添付資料 1
8	領収書の写し 注) 工事請負契約の全額精算がわかるもの	添付資料 2
9	検査済証の写し 注) 建築確認の検査済証	添付資料 3
10	BELS 評価書の写し 注) 次の①から③の記載があること ①一次エネルギー消費量の削減率 ^{※1} ②外皮平均熱貫流率 (UA 値) ^{※2} ③『ZEH』マーク ※1) 別表 1 の区分ごとの要件②を満たすものであること ※2) 別表 1 の区分ごとの要件①を満たすものであること	添付資料 4
11	メーカー保証書の写し 注 1) A~D、F の申請区分の場合に限る 注 2) 以下のうち、導入したものについて提出すること ①太陽電池モジュール ②パワーコンディショナー ③蓄電池 ^{※1} ④EV 充電用コンセント等 ⑤HEMS ※1) 蓄電池はメーカー保証が 10 年以上であること	添付資料 5
12	太陽光発電設備、蓄電池及び EV 充電用コンセント等の機器配置図 注 1) A~D、F の申請区分の場合に限る (蓄電池及び EV 充電用コンセント等は導入する場合に限る) 注 2) 交付申請時と変更がある場合のみ	添付資料 6

13	<p>電力受給契約書（接続契約書、売電契約書等）の写し 注1）A～Dの申請区分の場合で、余剰電力を売電する場合に限る 注2）FIT制度の認定を取得していないことが分かるもの</p>	添付資料7
14	<p>【PPAの場合】 PPA契約書の写し及び料金計算書 【リースの場合】 リース契約書の写し及びリース計算書 注1）A～Dの申請区分の場合で、PPA等により導入する場合に限る 注2）サービス料金又はリース料金から補助金額相当分が控除されていること及び法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類が具備されていること</p>	添付資料8
15	<p>住民票の写し 注) 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもので、マイナンバーの表示がないもので、補助対象住宅に居住することが確認できること</p>	添付資料9
16	その他知事が必要と認める書類	

しまね省エネ住宅・再エネ設備パッケージ補助金 蓄電池の仕様

1 蓄電池パッケージ

(1) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh 以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※ 初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※ システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

2 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

(1) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、JIS C 4413の定義に則ること）

(2) 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。

(3) 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

(4) 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

(5) アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

3 蓄電池部安全基準

(1) JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

4 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

(1) JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠

すること。

5 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

（1）蓄電容量10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※ 第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

6 保証期間

（1）メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※ 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※ 当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※ メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※ JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。